

『民生委員・児童委員私論』

第一回目 民生委員児童委員制度の概観(2025-04-14)

はじめに(講座の意図・目的)

私たちが暮らす地域社会は、人口構造や就業構造の変化等々を背景に、長い時間をかけて家族関係にも変化をもたらし、「遠くの身内より近くの他人」が現実となっています。こうした社会背景から、私たちが暮らす地域社会は、戦後からの復旧・復興や多くの子どもで溢れていた頃の自然発生的に行われていた近隣関係を下にした「相互扶助」(お互い様)とは異なる、今日的課題を下にした近隣関係そして相互扶助(お互い様)が大切になっています。そうした地域社会の現状を見たとき、地域福祉推進の一端を担っている民生委員児童委員の役割はとて大きいような気がしています。

民生委員児童委員の役割が大きくなっている理由を大きく二つ挙げてみます。

其の一 社会福祉に関わる様々な制度の充実と共に、それらを上手く使うあるいは繋がるための知識「制度活用リテラシー」(リテラシー(literacy)とは、元々「読み書きの能力」を表す言葉でした。現在は「ある分野に関する知識やそれを活用する能力」のことを指しています。)が必要になっています。特に日本は、制度利用は「申請主義」を基にしているので尚更「制度利用リテラシー」が必須なのです。この為、本人・家族の「制度活用リテラシー」へのお手伝い場面が多くなってきています。

其の二 制度が充実してきているとは言え、その制度は何らかの生活苦(普段の生活の継続に支障を来す困難)を対象としており、日常生活上の困りごとの対応は、家族内での対応・解決が前提です。「補完性の原則」という豊かな生活を目指し福祉(障害)に立ち向かうときの担い手の考え方があります。始めは「本人」(自助)次が「家族」(互助)、そして「地域社会」(共助)最後に「行政」(公助)という順番で立ち向かい支えていくという考え方です。本人・家族の頑張りを地域が支えるという構図は、「遠くの身内より近くの他人」という現状下で、より近隣の方々の役割が多くなっています。

こうした地域社会の現状を基にして、何らかの課題を抱えている方々とその解決手段を持っている行政や社会資源(地域社会も含む)をつなぐ役割として、民生委員児童委員の出番が期待されているのです。民生委員児童委員活動の基本は、この「つなぐ」です。決して民生委員児童委員自身が、主体的に課題解決のために奔走することではありません。

しかし、民生委員児童委員に向けられる期待は、過剰と思える程負担が大きいのも現実です。この「期待」は、地域住民からは「困りごとは何でもやってくれる」という誤解、行政からは「何の情報提供もないままのお願い」という体の良い下請け要請、そして地域社会からは、様々な地域活動の役員という充職、という形で「期待」されています。こうした民生委員児童委員への期待?が、過剰と思える程負担が大きい現実を生み出していると考えています。

こうしたことから、もう少し過度な負担とならないでその役割を担える術を、試行錯誤にはなりますが考えていきたいと思っています。また、「民生委員は大変」と、知れ渡っていることから、そのなり手が不足し、欠員も出ています。こうした状況に対処するために、何とか新たな担い手を見いだすべく、「民生委員をやっても良いかな」って思ってもらえるような学びの機会を設けたいと思っています。こうした思いから、現職のリカレント教育・スキルアップ及び新たな担い手育成を図り、「民生委員児童委員活動の基礎」を学んでいきたいと考えています。

平成 29 年 3 月末現在、全国で約 23 万人の民生委員・児童委員が活動しています。また、その身分は「非常勤特別職地方公務員」で、無給で活動を行っています。この辺のこと中心に関係資料を下にして紐解いていきます。

Ⅰ 民生委員児童委員制度

（沿革） 民生委員制度は、1917（大正 6）年に岡山県で誕生した「済世顧問制度」を始まりとします。翌 1918（大正 7）年には大阪府で「方面委員制度」が発足し、1928（昭和 3）年には方面委員制度が全国に普及しました。1946（昭和 21）年、民生委員令の公布により名称が現在の「民生委員」に改められています。この間、一貫して生活困窮者の支援に取り組むとともに、とくに戦後は、時代の変化に応じて新たな活動に取り組むなど、地域の福祉増進のために常に重要な役割を果たしてきました。このように「民生委員児童委員」は、法律に基づいて設置され、地域の福祉増進のために活動しています。

（身分・報酬） 民生委員児童委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱した、その仕事をしている時のみの非常勤特別職地方公務員です（地方公務員法第 3 条第 3 項）。また、報酬はありません。ボランティア（無償の行為）として活動しているのです。ただし、必要な交通費・通信費・研修参加費などの費用弁償（活動に要した費用を支払う）の性格を持つ活動費（定額）は支給されます。私の場合は、毎月発行の「民生委員児童委員新聞」及び必要に応じて適時に発行する「民生委員児童委員新聞号外」作成の為にプリンターインク代でほぼ消えてしまい赤字です。

（任期・定年） 任期は 3 年、再任も可能です。民生委員児童委員を担えるのは原則 75 歳の誕生日が属する任期迄です（結果として 75 歳を超えて務めることがあります）。

（守秘義務） 民生委員児童委員活動は、様々な相談を受ける過程で個人の私生活に立ち入ることもあるため、活動上知り得た情報については、**厳しい守秘義務が課せられています**。この守秘義務は、委員退任後も引き続き課されます。また、その職務に関しては、都道府県の指揮監督及び市区町村の指導を受けます（民生委員法第 15 条・17 条）。

2 主な活動内容(制度で規定している内容)

民生委員児童委員の職務は、民生委員法第 14 条では次のように規定されています。

《民生委員》

1. 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと
2. 生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
3. 福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うこと
4. 社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
5. 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること
6. その他、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと

また、児委員・主任児童委員の職務は、児童福祉法第 17 条では次のように規定されています。

《児童委員》

1. 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
2. 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと
3. 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を經營する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
4. 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること
5. 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること
6. その他、必要に応じ、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと

ここまでは、民生委員と児童委員を兼ねている民生委員児童委員共通の職責です。次は、主任児童委員限った職責です。

《主任児童委員》

1. 児童の福祉に関する機関と区域を担当する児童委員との連絡調整を行うこと
2. 区域を担当する児童委員の活動に対する援助及び協力を行うこと

3 活動内容の現状

民生委員法等の制度では、この様になっています。これが現実の地域社会においては、高齢者の居場所づくりとなっている「お茶っこサロン」「防犯活動」「通学路の児童誘導」「敬老会事業」等々のお手伝いから独居者の孤独死疑い対応（警察への通報等も含みます）まで際限がないほど広がっています。**個人的には、とても疑問を感じる現状です。**

行政統計で数字的にみると、分野別では、「高齢者に関すること」が半数を超え、「子どもに関すること」が 2 割、「障害者に関すること」が 1 割弱となっています。内容別では、日常的な支援、在宅福祉、健康・保健医療、児童関係など幅広い相談が行われています。

民生委員・児童委員 1 人の 1 月当たりの活動は、相談支援件数が約 3 件、訪問連絡調整回数が約 20 件、その他の活動件数が約 10 件で、1 月当たりの平均活動日数は 11.0 日となっています（厚生労働省「平成 24 年度社会福祉行政業務報告」より作成）。私の令和 6 年度実績では、相談支援件数は 6.3 回/月（年間 76 件）、その他の活動は、7.3 回/月（年間 87 件）、その他関係機関との連絡調整が 3.5 回/月（年間 42 件）です。活動日数は 10.6 日/月（年間 127 日）と

なっています。ほぼ全国平均だと思います。ただこれは、外に出て行った活動だけです。自宅で民生委員児童委員新聞づくりやその為の取材等は算入していません。この為、民生委員児童委員活動に費やしている時間はもっと多いように思います。

4 民生委員児童委員の数

全国の民生委員児童委員は、2022(令和4)年11月30日に3年間の任期が終了し、同年12月1日に一斉に改選(厚生労働大臣委嘱)されました。それによりと以下ようになります。

定数:240,547人(※令和元年(前回改選時)239,682人)

委嘱数:225,356人 うち新任委員:72,070人(32.0%) 再任委員:153,286人(68.0%)

宮城県は、定数3,144人で、委嘱人数2,847人、欠員267人です。

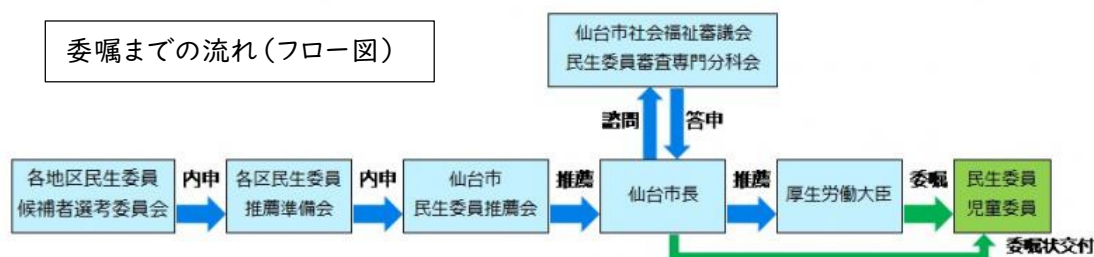
仙台市は、定数1,621人で、委嘱人数1,489人、欠員132人です。

5 民生委員児童委員になるまでの流れ

民生委員児童委員は、法律に定められた役割を行う、厚生労働大臣から委嘱を受け、無償で活動する非常勤特別職地方公務員で、地域福祉推進の担い手として、生活や福祉全般に関する相談・支援を行っています。

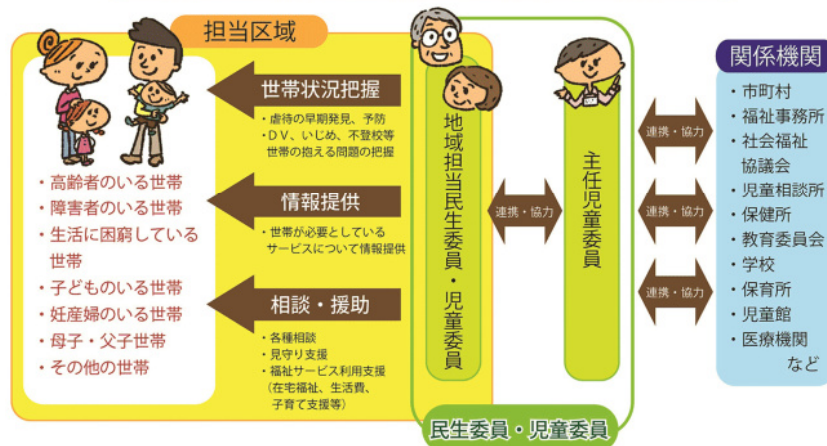
民生委員児童委員は、厚生労働大臣が委嘱します。その上で各市町村長は、担当する地区を委嘱します。

委嘱までの流れは次のようになります。町内会や地区社会福祉協議会、民生委員等の代表から構成される各地区の民生委員候補者選考委員会、各区の民生委員推薦準備会において選出された候補者を、民生委員推薦会、社会福祉審議会民生委員審査専門分科会での審査を経て市長が推薦し、厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年間で、3年に一度一斉改選が行われます。



まだまだ書くことがありますが、堅いお話してもう皆さんは飽きたと思います。なので、民生委員児童委員の概観はこれくらいにします。次回から、少し具体的な内容を取り上げてみます。嫌がらないで是非お付き合い下さい。南三陸町で被災者支援駆けつけてくれた町民に三日間の初任者研修をしたときに皆さんに言っていました。「明日も来て下さいね、皆さんの力が南三陸町では必要なんです」って懇願したのです。なぜかって。一日目の研修で、そこまで求められることの重さに皆さんうつむいてしまったからです。もう「そんなこと無理だよ、無理、無理」って言葉にこそ出していないでしたが、身体全部で言っていました。正にノンバーバルコミュニケーション(非言語コミュニケーション)です。そんな経験があるので、明日ではありませんが、来月の第二月曜日の訪問を心からお待ちしています。

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について



民生委員法

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第 3 条 地方公務員(地方公共団体及び特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15 年法律第 118 号)第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の全ての公務員をいう。以下同じ。)の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

一の二 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

二の二 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職(専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。)

三の二 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、国民投票分会長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、審査分会立会人、国民投票分会立会人その他総務省令で定める者の職

四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

六 特定地方独立行政法人の役員

特別職の地方公務員（地方公務員法第3条第3項より）

- ① 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職
- ② 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
- ③ 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
- ④ 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの
- ⑤ 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職（専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。）
- ⑥ 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、国民投票分会長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、審査分会立会人、国民投票分会立会人その他総務省令で定める者の職
- ⑦ 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
- ⑧ 非常勤の消防団員及び水防団員の職
- ⑨ 特定地方独立行政法人の役員

③の「委員」「委員会の構成員の職」については、たとえば、自治体における監査委員、人事委員会の委員、教育委員会の委員、公安委員会の委員、収用委員会の委員が挙げられます。また、地域の民生委員もここでいう「委員」に含まれるため、特別職の地方公務員です。

